

令和3年教育委員会 第2回定例会

1 日 時 令和3年2月18日(木) 13時30分開会 16時15分閉会
(休憩 14時20分～14時30分)

2 場 所 教育委員会庁舎3階 第1会議室

3 出席委員 教育長 林 秀 樹
教育委員 笹 谷 純 代
教育委員 小 澤 俊 文 夫
教育委員 荒 田 純 司
教育委員 常 見 幸 司

4 欠席委員 なし

5 出席職員 教育部長 森 貴 仁
教育部次長 松 井 宏 幸
学校教育支援室長 大 山 倫 生
学校教育支援室主幹(生徒指導・特別支援担当) 篠 崎 大 作
学校教育支援室主幹(教育課程・研修担当)
兼教育研究所主幹 谷 口 剛
学校教育支援室主幹(学務担当) 吉 田 健 一
施設管理課長 柿 岡 佳 憲
生涯学習課長 山 澤 亮 司
教育総務課長 成 田 和 陽
教育総務課総務係長 森 田 裕 規
教育総務課総務係 田 中 康 平

6 傍聴人 なし

7 議 題

- 議案第1号 小樽市学校施設長寿命化計画について
- 議案第2号 令和3年度小樽市教育行政執行方針について
- 議案第3号 令和2年度小樽市一般会計補正予算に係る意見の申出案
- 議案第4号 教職員の人事異動の内申について
- 協議第1号 小樽市小中一貫教育基本方針の一部改定について
- 協議第2号 成年年齢引下げに伴う成人式について
- 報告第1号 学校施設の耐震診断結果について

- 報告第2号 小樽市事務委任規則及び小樽市出納員規則について
報告第3号 令和3年小樽市成人式開催概要について
報告第4号 新型コロナウイルス感染症に係る今後の対応について
その他 寄附採納について

8 議 事

教育長 ただ今から、教育委員会第2回定例会を開会いたします。
本日の会議の議事録署名委員ですが、小澤倭文夫委員を御指名させていただきますのでよろしくお願いいたします。

はじめに、お諮りいたします。「議案第4号 教職員の人事異動の内申について」は、会議規則第13条第1項第2号により、「議案第2号 令和3年度小樽市教育行政執行方針について」及び「議案第3号 令和2年度小樽市一般会計補正予算に係る意見の申出案」は同項第3号により、「報告第4号 新型コロナウイルス感染症に係る今後の対応について」は、同項第5号によりそれぞれ非公開とし、議事録については結果のみ記載することとし、最後に審議していただきたいと思っておりますが、それでよろしいでしょうか。

各委員 (異議なし)

教育長 では、そのように進めさせていただきます。
換気のためにも、適宜の5分程度休憩を入れたいと考えております。
また、事務局から追加提案の申し出がありますので、説明をお願いします。

総務係長 追加提案したい議案が1件ございますので資料を配布させていただきます。
ただ今資料をお配りしましたが、「協議第3号 職員の措置について」を追加していただくとともに、会議規則第13条第1項第2号により非公開とし、議事録については結果のみ記載することとし、最後に審議していただきたくお諮り願います。

教育長 それでは、事務局から説明があったとおり、「協議第3号 職員の措置について」を追加することとし、最後に審議していただきたいと思っておりますが、それでよろしいでしょうか。

各委員 (異議なし)

教育長 それでは、そのように進めさせていただきます。
では、「議案第1号 小樽市学校施設長寿命化計画について」の説明をお願いします。

議案第1号 小樽市学校施設長寿命化計画について

施設管理課長 「議案第1号 小樽市学校施設長寿命化計画について」御提案させていただきますが、

資料の差替が3点ございます。1点目は昨日、小澤委員から御指摘いただき、計画書の2ページ目小樽市学校施設長寿命化計画「R3.3」を「R3.2」へ修正、2点目につきまして、パブリックコメントからの意見・要望に対する原課の考え方について、関係部長等からの御意見を踏まえ、正誤表とともに8か所修正について、3点目はトイレ洋式化に対する訂正について記載した「40ページ」を「41ページ」に修正いたしましたので、本日改めて配布させていただきました。また、2点目、3点目の差替えに伴う、小樽市学校施設長寿命化計画に訂正等はありません。

改めまして御提案でございますが、教育委員会第12回定例会において、御報告いたしました小樽市学校施設長寿命化計画（案）について、パブリックコメントを1月8日から2月8日の期間実施し、別紙のとおり御意見をいただいたところです。

はじめに、市の考え方等の訂正についてを御覧ください。全部で8か所となります。1については「監督及び検査において、」を「監督及び検査を」へ、2は「打ち合わせ」を「打合せ」の送り仮名及びペイクアウトに対する注釈を追記、3は、学校施設の改修をするにあたり、再利用の意図が伝わるように修正、4は、総合通信局が国の機関であることを明記、7は「易い」をかなへ、9は、「御」を漢字へ、11は「づけ」を漢字へ、13は正式名称である「に係る」に修正をするものであります。

以上の修正を反映しました、「小樽市学校施設長寿命化計画（案）」に対して提出された意見等の概要及び市の考え方等を御覧ください。いただいた御意見から小樽市学校施設長寿命化計画内容を訂正・追記した部分のみ御説明いたします。

3名の方から24件の意見をいただき、4件を修正することといたしました。

まず、1枚目の6番、計画の管掌部署を明記すべきという御意見から、他の計画に合わせ背表紙に追加しました。御意見をいただいた方が「背表紙」と表現しており、同様の表現としております。長寿命化計画の最終頁のように追記しました。

次に1枚目の裏面9番10番です。国の各種計画から小樽市への各種計画に対する矢印についての矛盾を御指摘いただきました。国の各種計画すべてをひとくくりとして、小樽市公共施設等総合管理計画への矢印としておりましたが、御意見を踏まえ、長寿命化計画2ページ図1-1を御覧ください。国の各種計画をインフラ長寿命化基本計画とそれ以外に分け、インフラ長寿命化基本計画から小樽市公共施設等総合管理計画へ、文部科学省インフラ長寿命化計画から小樽市学校施設長寿命化計画へ向かう2つの矢印へ修正しました。

続きまして市の考え方2ページ17番です。「エクセルソフト」と特定商品名を示すのはいかがかとの御意見から、「表計算ソフト」と修正いたしました。長寿命化計画は23、24ページ下段の枠の中の修正を行いました。

次に市の考え方2ページの18番です。27、28ページの表3-8と表3-9に説明文が必要との御意見です。当初は、長寿命化計画の25ページの図3-8の説明を元に、27、28ページのグループ分けの結果表を記載いたしました。御意見から26ページに凡例等を追記いたしました。

最後になりますが、これまでの議会での議論や小樽市総合教育会議において教育委員の皆様から市長へ要望していただきましたトイレの洋式化整備事業につきまして、予算議論の中で財政部からの後押しもいただきましたので、41ページ上段のとおり修正いたしました。

以上、24件の御意見のうち4件と教育委員会として課題解決を前向きに進めるという部分を計画に反映させたものを、今回、最終案として提出いたしました。御審議のほどよろしくお願いいたします。

教育長 　ただ今の説明について、御質問・御意見等ございますか。

小澤委員 　11番で、「名称と関係性位置“つけ”たものです」を“付け”と漢字に直すということでしたが、これは本計画全体のうちこれらを直すわけではないのか。例えば2ページにも仮名書きになっている部分がある。全文を直すのがよいと思う。

教育長 　そうですね。せっかく御意見をもらって直すのであれば、意見をもらった部分だけでなく全体を直さなければ意味がないので、再チェックをお願いします。

施設管理課長 　わかりました。

教育長 　あと最後に、裏の担当だけど、「編集 小樽市教育部」となっているが「教育委員会」という組織を入れないと、ちょっと違う気がする。

施設管理課長 　申し訳ございません。

教育長 　他にございませんか。

先月報告させていただいた4定議会の質疑の中でも、学校トイレの早期整備について議会議論されたこともありますし、日ごろ教育委員の皆さま方や、総合教育会議でも御指摘いただいていた点も踏まえて、計画通りにいかかわからない厳しさもありますが、本計画にしっかりとトイレの整備について書き込むということで、お金に係る部分ですので財政部にも了解をとらなければなりません。実際に市長査定の際にお話しをさせていただいて、一定程度の理解をいただいたので、それでここに加筆をしようということになりましたので、応援していただいている部分でもありますのでありがたいと思います。

他に御意見等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。また何かお気づきの点がございましたら担当へ御指摘いただきたいと思えます。

それでは、本件を了承したいと思えます。

続きまして、「協議第1号 小樽市小中一貫教育基本方針の一部改定について」の説明をお願いします。

協議第1号 小樽市小中一貫教育基本方針の一部改定について

学校教育支援室主幹（生徒指導・特別支援担当） 協議第1号 小樽市小中一貫教育基本方針の一部改定について、御説明いたします。

はじめに、2枚目を御覧ください。まず一部改定の理由につきましては、平成31年2月に「小樽市小中一貫教育基本方針」を策定し、平成31年4月から推進地区を指定するなど取組を進めてまいりました。その後、令和元年12月に小樽市教育推進計画を策定し、各中学校区において取組が進んできたことから、令和3年度から全中学校区において小中一貫教育を推進する上で、ねらいを明確に示すなど基本方針の内容を一部改定する必要があることから、今回一部改定をいたします。

次に、一部改定の主な内容としましては、

- ・ 取組は全中学校区とすること
- ・ 小中一貫教育のねらいを明確化すること
- ・ 小樽市教育推進計画の目標5「学びと育ちをつなぐ学校づくりの実現」をより一層意識付けられるよう、5つの視点の標題を修正すること
- ・ 小樽市教育推進計画や小中一貫教育のねらい、今後導入される小学校教科担任制の導入など、新たなものを含めて小中一貫教育の取組をイメージしやすいようグランドデザインを作成することなどがございます。

別添資料の1ページを御覧ください。

これまでの取組として、令和元年度から、「北陵地区」と「朝里地区」を小中一貫教育推進地区として指定し、5つの視点で取組を推進してきました。令和2年度は、「忍路地区」「西陵地区」「菁園地区」「潮見台地区」の4地区を推進地区に加えるとともに、「中1ギャップ問題未然防止事業」を「北陵地区」で実施しております。

2ページを御覧ください。

令和3年度から全中学校区で推進することとしており、地区によっては複数の中学校へ進学する小学校や、複数の小学校から入学してくる中学校もありますが、どの地区も、このあと説明します5つの視点に沿って、市内共通の取組を行いますので、中学校区によって取組に大きな差異はなく、違う中学校区へ進学する児童にとって支障が出ることはないものと考えております。

3ページを御覧ください。

今回、「小樽市における小中一貫教育のねらい」を明確にするため、本市の課題とこれまでの取組を踏まえ、「学力・体力の向上」、中1ギャップの解消など「豊かな心の育成」、「地域に貢献する力の育成」と、大きく3点示しました。

4ページを御覧ください。

市内共通の取組として、5つの視点について説明いたします。この5つの視点の内容は、これまでの内容と変更はありませんが、小樽市教育推進計画の目標5「学びと育ちをつなぐ学校づくりの実現」をより一層意識付けられるよう、それぞれの視点の標題を「つなぐ」という言葉で統一しました。

まず、視点1「目標をつなぐ」では、「小中一貫教育の目標」「目指す子ども像」を設定し、グランドデザインを作成します。視点2「子どもの学びをつなぐ」では、9年間を通じた教育課程の編成や指導方法の工夫改善、9年間を通じた「学習規律」や「家庭学習の手引」を作成し、主体的に学ぶ姿勢や学習習慣を育みます。視点3「子どもの心をつなぐ」では、小中学校間で交流する機会を設けることにより、小中学校の学習や生活の円滑な接続を目指し

ます。視点4「教職員の意識をつなぐ」では、取組を推進するための「部会」を設置し、教職員間の連携と協働を図ります。視点5「家庭・地域との絆をつなぐ」では、学校評価項目の共通化や「小中学校合同の学校評議員会」等を開催し、家庭や地域との連携・協力を一層推進します。

5ページには、本市の小中一貫教育の取組をイメージしやすいよう、新たにグランドデザインを作成いたしました。

小中一貫教育は、より良い教育を実現するための「手段」であり、それ自体が「目的」ではありません。この観点を疎かにした取組は、教職員の徒労感や多忙感を増大させることになりかねませんので、本日、教育委員の皆様からいただいた御意見を踏まえ、3月の定例校長会議で示す際には、何のために小中一貫教育を行うのか、その目的を全教職員で共有した上で、取組を進めるよう指導してまいります。

なお、すでに各中学校区においては、取組を推進するための「部会」を設置し、準備を進めているところですが、新年度も、各中学校区の取組状況を把握するため、年2回、10月と3月に、5つの視点に基づく点検・評価を行い、市内全体の状況を把握し、適宜、指導してまいりたいと考えております。

以上、御協議のほど、よろしくお願いたします。

教育長 ただ今の説明に関しまして、御質問・御意見等ありますでしょうか。

各委員 (なし)

教育長 全中学校区で進めるということで、市としての基本的な方針をしっかりと打ち出したいと思えますし、学校によって取り組みの大きな差異がないようにしたいと思います。多少、小学校と中学校でがちりとそのままエスカレータでないところもありますが、どの学校でもいろんな事情よっての選択性をとっていますので、すべての子どもに当てはまるということはなかなか難しいですが、どの学校にいても同じ取組がなされていることがよいかないということもあり、支援室のほうで検討していただいたものです。

よろしいでしょうか。

それでは、本件を終了させていただきます。

次に、「協議第2号 成年年齢引下げに伴う成人式について」の説明をお願いします。

生涯学習課長 協議第2号「成年年齢引下げに伴う成人式について」御説明いたします。

次のページの資料を御覧ください。

成人式のあり方に関しては、現在、法律による決まりはなく、各自治体の判断で実施されておりますが、民法の改正に伴い、令和4年4月1日から法律上の成年年齢が20歳から18歳に変更されるため、成人式の対象年齢などについて検討する必要が生じました。そこで、令和4年度に新たに成年とみなされる、現在の16歳、17歳と、その保護者の方を対象にアンケート調査を実施するとともに、社会教育委員や貸衣装業・写真館の皆様にも御意見を伺ってきたところです。その結果を踏まえ、式典の対象年齢等について検討した結果、本市ではこれま

でどおり、年度内に20歳に達する方を対象とし、1月の成人の日を含む三連休の日曜日に開催することにしたいと考えております。対象年齢を20歳とする理由としましては、主に、成年となる18歳は、受験や就職活動などの時期と重なり、式への参加が難しいため、より多くの青年が集うことができる20歳を対象とすることが望ましいと判断するためであります。

式の名称については、アンケートでは「成人を祝う会」を選択した方が最も多かったものの、「二十歳を祝う会、二十歳の集い、成人を祝う会、成人の集い」という4つの案では、「成人がつく名称」よりも「二十歳がつく名称」を選択した方が多いという結果でありました。また、二十歳を対象にすることを決定している他市の状況を見ると、成年年齢と対象年齢が異なることの混乱を避けるため、「成人」という言葉を使わない名称を検討している市が多くなっています。そのため、仮称として「成人を祝う会（はたちの集い）」としましたが、各都市の動向なども見極めながら、令和5年1月の開催準備に向けて、検討したいと考えております。

資料の2枚目は、令和2年10月1日から今年1月15日まで実施した、WEBアンケートの結果などを整理したものです。

調査対象と回答件数については、市内に住民登録のある17歳と16歳の合計約1,600名とその保護者を調査対象とし、回答件数は516件でした。実施方法は「広報おたる」やホームページ等で周知したほか、市内の高校1,2年生全員にチラシを配布し、主にWEBで回答してもらっています。

アンケート結果の概要ですが、対象年齢については、現行のまま20歳を対象年齢とする意見が最も多く、対象者（16歳、17歳）の約7割、保護者の8割以上が選択していました。

開催時期については、現行のまま1月とする意見が最も多く、対象者の約8割、保護者の7割以上が選択しています。対象年齢を20歳とする理由については、対象者及び保護者とも、「受験や就職活動などの時期を避けて参加できるため」との回答が最も多く、次いで「飲酒などが認められるのは20歳であるため」が多くなっています。

最後に、名称については、「成人を祝う会」が最も多く、次いで「二十歳（はたち）を祝う会」が多いという状況でした。

裏面になりますが、アンケートの詳しい集計結果については、資料の3枚目以降に添付しておりますので、後ほど御確認ください。

また、社会教育委員と、成人式に関係する職種として貸衣装業と写真館を営む方々の御意見も伺っております。

社会教育委員からは、先ほどのアンケートと同様に、対象年齢は20歳、開催時期は1月とする意見が最も多く、成人式に代わる名称は、意見が分かれるという結果でした。

貸衣装業・写真館からの意見については、事業者と団体に伺いましたが、全ての回答が、対象年齢は20歳、開催時期は1月とする意見となっております。対象年齢を20歳とする理由としては、選択肢として示した「受験や就職活動などの時期を避けて参加できるため」、「18歳は進学や就職のための費用がかかり、金銭的な負担が大きい」、「飲酒などが認められるのは、20歳であるため」、「中学校、高校を卒業してから時間がたち、友達と再会する懐かしさがあるため」の他、「民法の成年年齢と成人式の対象年齢は、必ずしも一致させる必要が無いと考えるため」、「18歳の大部分の方はまだ親の保護の元にあるため成人式は20歳が良いと思う。」などの御意見が寄せられています。

また、成人式に代わる名称については、こちらにも意見が分かれるという結果でありました。これらの結果も踏まえ、令和4年度以降も、本市では20歳を対象とし、1月に式典を開催したいと考えております。

成年年齢の引下げに伴う成人式についての御説明は、以上であります。御協議をお願いいたします。

教育長 ただ今の説明に関しまして、御質問・御意見等ありますでしょうか。

各委員 (なし)

教育長 成人式の名称を今の段階で決めきれない理由やアンケートの結果についてももう少し詳しく説明してください。

生涯学習課長 アンケートの結果では、「成人を祝う会」の票が多かったのですが、実際に式に集まっていた方を二十歳に設定した場合に、今現在で成人は18歳ですので、18歳や19歳は対象とはならず、二十歳だけ集めるのは整合性が取れなくなってしまうこともあって、小樽市では名称を少し変えることを検討しています。そのため、他都市の状況も確認しつつ、ふさわしい名称を改めて考えていきたいと思っております。資料5ページの質問6の部分、意見を募った結果から「二十歳」がつく名称を選んだ方が183人、「成人」がつく名称を選んだ方が163人であり、実際にアンケートで最も多かったのは「成人を祝う会」ではあったものの、全体としてみれば「二十歳」がつく名称がよいのではという意見が多かったため、今の段階ではアンケート結果だけを見て名称を決定してしまうのはどうかと考えた次第です。

教育長 今後その第1回目となる会の名称を決める間に、他都市の名称等を参考にして決めていくということですか。

生涯学習課長 そうです。

教育長 小樽市としては対象年齢を二十歳とし、開催時期もこれまで同様の時期にする、式の名称は今後検討するということですが、このように進めてよろしいでしょうか。

各委員 (異議なし)

教育長 それでは、本件を終了させていただきます。
続きまして、「報告第1号 学校施設の耐震診断結果について」の説明をお願いします。

報告第1号 学校施設の耐震診断結果について

施設管理課長 今年度実施いたしました、学校施設の耐震診断結果について、資料に基づいて御報告

いたします。

最初に中段に記載しております「Is 値」を御覧ください。

Is 値とは構造耐震指標のことをいまして、建築物の耐震性能を数値化したものになります。Is 値は大きいほど耐震性が高くなります。文部科学省では Is 値 0.7 未満の施設について耐震補強が必要としてございます。

このことを踏まえまして、上段の表を御覧ください。

忍路中央小学校の校舎と屋内運動場です。Is 値は表の右端に記載してございますが、校舎の Is 値につきましては 0.50 という結果、屋内運動場の Is 値につきましては 0.23 という結果でございました。下に簡単な平面図を載せてあります。右側が校舎です。校舎と屋内運動場のいずれも色がついておりますが、昭和 55 年建築の旧耐震基準のため、今年度に耐震診断を実施したことを表しております。

このことから、診断を実施した施設の Is 値はいずれも 0.7 未満という結果となりましたので、耐震補強が必要ということとなります。

今後の取組といたしましては、新年度に耐震補強工事の実施設計を進めていきたいと考えております。

報告は以上でございます。

教育長 ただ今の報告について、御質問等ありますでしょうか。

各委員 (なし)

教育長 一般的な建物は 0.6 未満ですが、学校の場合はより強度を高めることもあり 0.7 未満については補強が必要であるという文科省の見解がございますので、忍路中央小学校については数値を満たしていないので、今後改修が必要となるということでございます。

施設管理課長 申し訳ございません、1 点訂正がございます。一番下に令和元年度に実施したと記載してありますが、正しくは令和 2 年度となります。

教育長 わかりました。

御質問等よろしいでしょうか。

それでは、本件を終了いたします。

それでは、「報告第 2 号 小樽市事務委任規則及び小樽市出納員規則について」、説明をお願いいたします。

報告第 2 号 小樽市事務委任規則及び小樽市出納員規則について

総務係長 「報告第 2 号 小樽市事務委任規則及び小樽市出納員規則について」について、御報告いたします。

小樽市議会第 4 回定例会において、事務分掌条例が議決され、令和 3 年 4 月 1 日に行われ

る組織改革に伴い、資料のとおり、規則改正を依頼することとなりました。

まず、小樽市事務委任規則ですが、事務委任規則は、法律上市長の権限に属する事務について教育委員会をはじめ、各機関に委任する事務の内容を定めている小樽市の規則です。

裏面の新旧対照表を御覧ください。

別表第4の第2項に規定をしている事務は学校教育支援室が行ってきた事務ですが、この度、幼稚園の助成についてのことは、新設されるこども未来部に業務が移管されるため、私立学校についての事務の中から、幼稚園の助成についてのことは除くと規定するものであります。

また、同表、第12項に規定されている事務は、生涯学習課が行ってきた事務ですが、同じくこども未来部に業務が移管されるため、第12項を削除することにより、放課後児童クラブに関わる事務全てを教育委員会としては行わないと規定するものであります。また、項を削除することにより、条ずれがおきますので、併せて改正いたします。

次に、出納員規則ですが、こちらは、地方自治法に基づき、現金等を出納、保管する事務を明記している小樽市の規則です。

そのまま裏面の新旧対照表で説明いたしますが、今後は、教育委員会として、放課後児童クラブに係る手数料の取扱いはしませんので、別表の生涯学習課の欄から「放課後児童クラブ利用手数料」を規定から除くものです。

今後、小樽市総務部で組織改革全体の事務の移管をとりまとめ、今年度中には規則改正を行い、施行期日は令和3年4月1日予定です。

また、組織改革に伴う教育委員会の規則改正もごさいますが、次の定例会で提案させていただきます。

報告は以上でございます。

教育長 本件に関しまして、御質問・御意見等ございますか。

各委員 (なし)

教育長 よろしいでしょうか。

それでは、本件を終了させていただきます。

続きまして、「報告第3号 令和3年小樽市成人式開催概要について」の説明をお願いします。

報告第3号 令和3年小樽市成人式開催概要について

生涯学習課長 報告第3号「令和3年小樽市成人式 開催概要について」報告いたします。資料を御覧ください。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、延期させていただきました令和3年小樽市成人式ですが、延期後の開催日時を令和3年5月2日、会場は小樽市民会館と考えております。

今回の対象者は平成12年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた方で、小樽市に

住民登録のある該当者数は約900人となっており、昨年より50人ほど減っております。該当の年齢で、仕事や通学などのため市外に住民登録を移した方も参加することができる旨、周知しておりますので、参加見込み数は例年並みであれば、約800人を予定しています。

入口での検温、手指消毒や、座席の間隔を空ける、案内はがきに連絡先を記入の上お持ちいただくなどの感染対策を行い、式典については、会場内の密集、密接を避けるため2部制で開催する予定です。1回目は忍路、蘭島から稲穂、花園、入船など市内中心部から西側の地域の方を対象に午前11時から11時25分まで、2回目は奥沢から朝里、新光、銭函など東側の地域の方を対象に、午後3時30分から3時55分まで、式典を執り行う予定です。

例年の成人式は、午後2時30分から式典を執り行っておりましたが、今年は参加者の入れ替えや会場内の消毒などに時間を要することが予想されますので、開始時間を早め、午前と午後に分けて開催することといたしました。式典終了後はアトラクションとして、恩師からのビデオメッセージの上映等を検討しておりますが、例年よりも時間を短縮し、15分程度とする予定です。また、祝賀行事として、お茶席や記念写真コーナーを設けておりましたが、今年は中止にしたいと考えております。

5月の開催については、3月中旬までの感染拡大状況をみながら開催の可否を判断し、3月下旬には対象者の方に詳しい御案内のはがきをお送りする予定です。

教育委員の皆様方には、例年御出席いただき大変ありがとうございます。後ほど、御案内をさせていただきますので、午前か午後のどちらかで御出席のほど宜しく願いいたします。式典を待ち望んでいる新成人の皆様や御家族のためにも、何とか5月に開催できればと思いますが、仮に、感染拡大等により成人式が開催できないと判断した場合は、「令和3年小樽市成人式」は中止といたします。

令和3年小樽市成人式 開催概要についての報告は、以上であります。

教育長 本件に関しまして、御質問・御意見等ございますか。

前回1月に開催すると言っていた時との変更点はどこですか。

生涯学習課長 式の1回目を午後1時から開催としていましたが、1月と比べて5月は陽が長くなりますので、午前中から開催して感染症対策の消毒等の準備時間を十分に確保できるようにしました。

教育長 前回、常見委員から御意見をいただきましたが、式の時間を少し延ばさせていただきました。

常見委員 換気面でも時間に余裕があって良いと思いました。

教育長 他にございますか。

各委員 (なし)

教育長 よろしいでしょうか。

それでは、本件を終了させていただきます。

続いて、その他の報告で、「寄付採納について」の説明をお願いします。

その他 寄付採納について

総務係長 寄付が2件ございましたので、御報告いたします。

1件目は、小樽ユネスコ協会 会長 原田 祥二様から、新刊図書14冊を御寄贈いただきました。小樽ユネスコ協会様からは、昭和49年より、毎年御寄附をいただいております、今回で累計冊数は1,866冊となります。

2件目は、国際ソロプチミスト小樽 会長 近藤 美恵子様から小樽市奨学資金基金に10万円を御寄贈いただきました。国際ソロプチミスト小樽からは、平成11年より、毎年御寄附をいただいております、今回で総額は430万円となります。

報告は以上でございます。

教育長 本件に関しまして、御質問・御意見等ございますか。

どちらの団体も長年にわたって継続して御寄附をいただいております、こんなに継続していただくことは非常に大変なことです、ありがたく大切に使用させていただきたいと思っております。

各委員 (なし)

教育長 よろしいでしょうか。

それでは、本件を終了させていただきます。

それでは、ただ今から非公開の審議に入りますので、報道関係者及び傍聴者の皆様には御退席をお願いいたします。

なおここで、換気のために5分程度休憩いたします。

<10分休憩>

<非公開の審議開始>

議案第2号 令和3年度教育行政執行方針について

教育総務課総務係長から、「令和3年度教育行政執行方針について」を説明し、教育長から意見があったほか、全委員一致により了承した。

議案第3号 令和2年度小樽市一般会計補正予算に係る意見の申出案

教育総務課総務係長から、「令和2年度小樽市一般会計補正予算に係る意見の申出案」を説明し、全委員一致により了承した。

報告第4号 新型コロナウイルス感染症に係る今後の対応について

学校教育支援室主幹（学務担当）及び学校教育支援室主幹（教育課程・研修担当）から、「新型コロナウイルス感染症に係る今後の対応について」を説明し、全委員一致により了承した。

教育長 それでは、人事案件の審議に入りますので、関係者以外の皆様は御退席をお願いします。

議案第4号 教職員人事異動の内申について

教育総務課長から、「教職員人事異動の内申について」説明し、教育長から意見、小澤委員から質問があったほか、全委員一致により了承した。

協議第3号 職員の措置について

教育部長から、「職員の措置について」説明し、教育長及び全委員から意見があったほか、全委員一致により了承した。

<非公開の審議終了>

教育長 以上で、教育委員会第2回定例会を閉会いたします。

上記のとおり相違ないことを認め、ここに署名する。

令和 年 月 日

教育長

署名委員

調製職員（教育総務課総務係長）